

# 日本醸造学会誌投稿規程

(平成20年1月1日実施)

## 【総則】

1. 日本醸造学会は、「醸造に関する学術研究の向上を図ること」を目的としており、日本醸造学会誌は、この目的をふまえた醸造学分野の原著論文を掲載する。論文の内容は、学術的な価値のあるオリジナルなものでなければならない。
2. 論文の用語は、邦文とする。
3. 投稿者は、日本醸造学会通常会員に限る。但し、共同研究者はこの限りではない。
4. 掲載論文の著作権は、日本醸造学会に属する。また、その原稿は著者に返却しない。

## 【論文の種類】

5. 論文は、研究報文及びノートの2種類とし、いずれも他誌に未発表のものに限る。但し、学会等の講演要旨、会議議事録などとして発表された内容についてはこの限りではない。
6. 研究報文は、独創的な研究で、それ自体独立して価値ある結論或いは事実が得られたものとする。
7. ノートは、限られた部分の発見や新しい実験方法等、研究報文としては完結しがたいが報告する価値のあるものとする。
8. 論文の1編の長さは、研究報文では引用文献、図表を含めて印刷面6頁(本会所定の原稿用紙40枚)以内、ノートでは同じく印刷面2頁(原稿用紙13枚)以内とする。

## 【投稿】

9. 原稿は、本規定及び日本醸造学会誌投稿原稿執筆要領にしたがって作成し、正原稿1部、副原稿2部(鮮明なコピーで可)に原稿送り状(執筆要領参照)を添えて提出する。
10. 原稿の送付先  
〒114-0023東京都北区滝野川2-6-30  
日本醸造学会編集部  
上記送付先に到着した日をもって受理日とする。なお、原稿に不備がある場合には、受理しないことがある。

## 【審査】

12. 投稿論文の採否は、編集委員会が決定する。その際、編集委員会は、当該論文の研究領域に応じて、2名或いはそれ以上の専門家に論文の価値判断を依頼し、その査読の結果を尊重して決定を行う。
13. 編集委員会は、上記専門家の所見に基づき、論文の内容・字句などについて訂正或いは疑義の解明を求めることができる。この場合、著者はその指摘に対し、それぞれ訂正或いは説明を付して、原稿と共に速やかに編集部宛返送しなければならない。
14. 前項に関し、特別の理由もなく返送に6週間以上を要したとき、或いは返送された原稿の内容が著しく変更されているときは、新規論文として取扱い、返送原稿到着日をもって新しい受理日とする。

## 【校正】

15. 校正は、原則として初校に限り著者が行い、指定された期日までに返送する。
16. 校正にあたっては、単なる誤植などの訂正に止める。文章の改訂。内容の加除変更は認めない。
17. 印刷後に重大な誤りを見い出したときには、その旨編集部申し出るとともに、訂正原稿を提出する。編集委員会が訂正を妥当と認めたときには、本学会誌に掲載される。

## 【実費負担】

18. 特別の印刷を希望する場合には、実費を申し受ける。
19. 掲載論文の別刷は、著者に対し定める料金を頒布する。
20. 本会所定の原稿用紙は、希望者に有料で頒布する。

## 附則

この規定は平成20年1月1日改正